

平成29年第3回紀の川市議会定例会 第1日

平成29年 8月31日（木曜日） 開 会 午前 9時28分

散 会 午前11時36分

◎議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第 5号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第 6号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第 55号 教育委員会委員の任命について
- 議案第 56号 平成28年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 57号 平成28年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 58号 平成28年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 59号 平成28年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 60号 平成28年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 61号 平成28年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 62号 平成28年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 63号 平成28年度紀の川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 64号 平成28年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 65号 平成28年度紀の川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 66号 平成28年度紀の川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

算の認定について

- 議案第 67号 平成28年度紀の川市池田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 68号 平成28年度紀の川市田中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 69号 平成28年度紀の川市長田竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 70号 平成28年度紀の川市竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 71号 平成28年度紀の川市南北志野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 72号 平成28年度紀の川市飯盛財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 73号 平成28年度紀の川市静川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 74号 平成28年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 75号 平成28年度紀の川市調月財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 76号 平成28年度紀の川市丸栖財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 77号 平成28年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 78号 平成28年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 79号 平成28年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 80号 工事請負契約の締結について（那賀アメニティセンター施設解体工事）
- 議案第 81号 第2次紀の川市長期総合計画基本構想の制定について
- 議案第 82号 紀の川市行政組織条例の一部改正について
- 議案第 83号 紀の川市自転車駐車場条例の一部改正について
- 議案第 84号 紀の川市個人情報の保護に関する条例及び紀の川市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 85号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
- 議案第 86号 紀の川市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部

改正について

- 議案第 87号 紀の川市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模の基準に関する条例の制定について
- 議案第 88号 平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）について
- 議案第 89号 平成29年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 90号 平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 91号 平成29年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 92号 平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 93号 平成29年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 94号 平成29年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 95号 平成29年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 96号 平成29年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 97号 平成29年度紀の川市田中財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 98号 平成29年度紀の川市長田竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 99号 平成29年度紀の川市竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 100号 平成29年度紀の川市南北志野財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 101号 平成29年度紀の川市飯盛財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 102号 平成29年度紀の川市静川財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 103号 平成29年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 104号 平成29年度紀の川市調月財産区特別会計補正予算（第

1号) について

議案第105号 平成29年度紀の川市丸栖財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第106号 平成29年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第107号 平成29年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第108号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）のとおり

○出席議員（21名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	5番 仲谷妙子	6番 大谷さつき
7番 石脇順治	8番 中村真紀	9番 榎本喜之
10番 杉原勲	11番 森田幾久	12番 村垣正造
13番 高田英亮	15番 西川泰弘	16番 坂本康隆
17番 室谷伊則	18番 上野健	19番 石井仁
20番 川原一泰	21番 堂脇光弘	22番 竹村広明

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	林信良
市長公室長	西川直弘	企画部長	森本浩行
総務部長	金岡哲弘	危機管理部長	中浴哲夫
市民部長	尾上之生	地域振興部長	吉川博造
保健福祉部長	上村敏治	農林商工部長	神徳政幸
建設部長	前田泰宏	会計管理者	浅野徳彦
水道部長	溝上卓史	農業委員会事務局長	中野朋哉
教育長	貴志康弘	教育部長	稲垣幸治
企画部財政課長	杉本太	代表監査委員	箕輪光芳

○議会事務局職員

事務局長	榎 本 守	事務局次長	柏 木 健 司
議事調査課主幹	片 山 享 慈	議事調査課課長補佐	岩 本 充 晃

（開会 午前 9時28分）

○議長（竹村広明君） おはようございます。

議員各位には、平成29年第3回紀の川市議会定例会に出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

議員各位の御協力のもと、円滑な議会運営を努めますので、よろしくお願い申し上げます。

また、本日の会議には、箕輪光芳代表監査委員にも出席いただいております。

それでは、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、これより平成29年第3回紀の川市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

それでは、議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（竹村広明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、11番 森田幾久君、12番 村垣正造君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（竹村広明君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

去る8月21日、議会運営委員会を開催していただき、本定例会の会期等、議会運営について御協議いただいております。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会期予定表のとおり、本日から9月28日までの29日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から9月28日までの29日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（竹村広明君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

市長から、地方自治法第180条第2項の規定により、市長の専決処分事項報告、地方

公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率報告書の提出がありましたので、お手元は配付しておきましたから御了承願います。

また、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告、地方自治法第199条第9項の規定により定期監査の結果報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから御了承願います。

なお、その他の報告につきましても、お手元に配付しているとおりであります。御確認いただきたいと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について から
議案第108号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議に
ついて まで

○議長（竹村広明君） 次に、日程第4、諮問第2号 人権擁護委員候補者の抽籤についてから、議案第108号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてまでの59件を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） おはようございます。

平成29年第3回紀の川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用にもかかわらず御参集をいただき、厚くお礼申し上げます。

大変暑かった夏も終わりを告げようとして、季節は暦どおり秋に向かい、これから台風の接近が心配される秋雨の時期を迎えるわけであります。

先日の台風5号では、人的被害はなかったものの、農作物に枝折れや落果等の被害がありました。今後も市民の皆様と協力して、防災・減災に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位並びに市民の皆様の御指導・御鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、今定例会に提案いたしました59議案の提案理由の説明を申し上げます。

まず、人事に関する案件になります。

諮問第2号から諮問第6号は、任期満了に伴う人権擁護委員の推薦について、それぞれ議会の意見を求めるものであります。

また、議案第55号は、教育委員会委員の選任についてですが、大成委員から一身上の都合による辞職願があったところであります。

しかし、先日、残念ながら突然の訃報を受け、この場をおかりし、慎んで御冥福をお祈り申し上げたいと思っております。

つきましては、教育委員会委員の選任について、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第56号から議案第79号までの24議案につきましては、平成28年度紀の川市各会計決算等について、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、それぞれ議会の認定に付するものであります。

次に、議案第80号は、工事請負契約締結に係る案件であります。

また、議案第81号は、第2次紀の川長期総合計画基本構想の制定に係る案件であります。

続きまして、条例に関する議案になります。

議案第82号から議案第87号までの6議案で、主なものを申し上げますと、平成30年度に実施予定の組織改革に係る紀の川市行政組織条例、また和歌山電鐵貴志駅駐輪場に関係する紀の川市自転車駐車場条例の一部改正、さらには紀の川市個人情報の保護に関する条例及び紀の川市情報公開条例の一部を改正する条例等の制定など、それぞれ所要の必要性が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第88号から議案第107号までの20議案については、平成29年度各会計における補正予算に係るもので、事業執行上緊急を要する事業や事業執行における過不足の調整などを中心に所要の措置をお願いするものであります。

最後に、議案第108号は、和歌山県市町村総合事務組合において規約の変更を行う必要が生じたことにより、関係地方公共団体の協議を経て、総務大臣の許可を受けるため、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案の概要を説明申し上げますが、引き続き、担当部長から詳細説明をいたしますので、何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 続いて、補足説明を求めます。

市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） おはようございます。

それでは、議案書1ページ、諮問第2号から議案書5ページ、諮問第6号までの5件につきまして、人権擁護委員候補者の推薦について、一括して御説明させていただきます。

今回、人権擁護委員5名が、平成29年12月31日任期満了となることに伴い、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

議案書1ページ、諮問第2号につきましては、住所、紀の川市枇杷谷369番地2、氏名、^{やま だかずえ}山田和枝、昭和29年1月28日生まれ、新任でございます。

議案書2ページ、諮問第3号につきましては、住所、紀の川市名手市場670番地、氏名、^{きむら たかお}木村隆夫、昭和22年5月11日生まれ、再任でございます。

議案書3ページ、諮問第4号につきましては、住所、紀の川市桃山町善田647番地、氏名、^{わかばやし はる き}若林春紀、昭和31年9月28日生まれ、新任でございます。

議案書4ページ、諮問第5号につきましては、住所、紀の川市貴志川町丸栖648番地、氏名、^{どうもと まさひろ}道本雅宏、昭和21年12月1日生まれ、再任でございます。

議案書5ページ、諮問第6号につきましては、住所、紀の川市貴志川町井ノ口948番地1、氏名、^{にしだ よしひろ}西田好宏、昭和28年5月23日生まれ、再任でございます。

なお、任期につきましては、法務大臣が委嘱した日から3年となっております。

各委員候補者の略歴等につきましては、別冊の議案資料1ページから5ページに掲載しておりますので、ごらんおきのほどお願い申し上げます。

以上、諮問第2号から諮問第6号につきまして、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 議案第55号 教育委員会委員の任命について、補足説明をさせていただきます。

議案書6ページをお開きください。

下記の者を紀の川市教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるとでございます。

住所、紀の川市貴志川町前田212番地、氏名、^{なかにしけい こ}中西啓子、昭和28年4月15日生まれでございます。教育委員の^{おおなるひであき}大成秀明氏の逝去に伴い、新委員の任命について議会の同意を求めるとでございます。

議案資料の6ページに略歴を載せさせていただいておりますので、御高覧ください。

なお、任期につきましては、同意の日から大成委員の残任期間である平成32年1月27日までとなっております。

以上、御審議の上、御決可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 会計管理者 浅野徳彦君。

○会計管理者（浅野徳彦君）（登壇） おはようございます。

私のほうから、議案書7ページ、議案第56号 平成28年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案書28ページ、議案第77号 平成28年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの22議案につきまして、一括して提案説明をさせていただきます。

なお、平成28年度の紀の川市各会計の歳入歳出決算につきましては、去る8月3日から8月8日までの間で決算審査を受けておりました、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をして議会に上程させていただいております。

これから、会計ごとに説明をさせていただきたいと存じますが、何分会計数が多くなっておりますので、平成28年度紀の川市一般会計歳入歳出決算書及び平成28年度紀の川市特別会計・公営企業会計歳入歳出決算書に添付いたしております「平成28年度決算主要施策の成果その他の報告書」により説明をさせていただきたいと存じます。

それでは、早速でございますが、平成28年度決算主要施策の成果その他の報告書、1ページ及び2ページの平成28年度会計別決算収支の状況をごらんください。

一般会計につきましては、歳入歳出総額305億5,737万4,987円に対しまして、歳出総額は299億356万8,028円で、歳入歳出差し引き額は6億5,380

万6,959円となっております。

また、平成29年度へ繰り越しいたしました事業に充当する財源5,006万1,000円を差し引きいたしました実質収支は、6億374万5,959円となっております。

以下、住宅新築資金等貸付事業特別会計から平池財産区特別会計までの21の特別会計の実質収支につきましても、黒字もしくはプラス・マイナス・ゼロというふうになってございます。金額につきましては、そちらのほうは後ほどごらんおきいただければと存じます。

続きまして、3ページ、4ページの平成28年度会計別歳入歳出決算の状況をごらんください。

一般会計の歳入でございますが、翌年度に繰り越しとなりました事業に充当する国庫支出金、市債等がございますので、予算現額に対する歳入決算額の収入率は97.2%となっております。

一方、歳出でございますが、各種目におきまして適切な予算執行に努めたこと。15の事業を平成29年度に繰り越したことによりまして、予算現額に対する歳出決算額の執行率は95.1%となっております。

次に、5ページ、6ページの地方債の状況をごらんください。

5ページの一般会計につきましては、平成28年度の発行額24億6,110万円に対しまして、償還額は繰り上げ償還も含めまして54億228万5,000円で、平成28年度末現在高は、前年比で29億4,118万5,000円減少いたしまして、324億9,818万4,000円となっております。なお、平成28年度借り入れ分につきましては、合併特例債をはじめとし、全てが後年度におきましても普通交付税に算入される起債となっております。

また、6ページの特別会計でございますが、平成28年度の発行額につきましては、公共下水道事業特別会計が3億270万円、簡易水道事業特別会計が4億4,510万円となっております。

9ページ、10ページをごらんください。

普通会計の状況を記載してございます。

紀の川市の普通会計は、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、土地取得事業特別会計の3会計で構成されてございます。

ここで、平成28年度決算収支の特徴につきまして、説明をさせていただきます。

平成28年度は、紀の海クリーンセンターの建設及び周辺整備、竜門小学校の校舎等の改築、市民プールの建設等、大規模な建設事業が完了いたしましたことによりまして、普通建設事業費や補助費等は前年度と比較いたしまして、大幅な減額となっております。

地方財政状況調査によります歳入総額は、前年比で5.8%減の305億7,191万円1,000円、また歳出総額は、前年比で5.4%減の299億1,496万7,000円となっております。

収支の状況につきましては、実質収支は6億688万3,000円の黒字、単年度収支が1億3,549万7,000円の赤字となっておりますが、実質単年度収支は2億5,282万9,000円の黒字となっております。

以上のことから、平成28年度の決算につきましては良好であるものと考えてございます。

ただし、10ページ右下の将来にわたる財政負担の表にもございますように、財政調整基金をはじめとする各種積立金の現在高が、昨年度から10億5,734万9,000円減少しておりまして、前年比で9.4%の減となっております。

また、平成28年度から普通交付税の一本算定に向けて逡減が始まっておりまして、今後は交付額の減額が少なからず生じてまいります。これらを考慮した上で、今後の収支見通しに注意を払いながら、持続可能な財政運営を目指してさらなる行財政改革に取り組まなければならないと考えてございます。

続きまして、11ページ、12ページの歳入の状況をごらんください。

地方税につきましては、決算額が前年比1億166万円増の64億9,995万1,000円で、率にして1.6%の増となっております。主な要因といたしましては、法人市民税の法人税割額が、主要法人の業績が好調であったということにより約6,000万円、また軽自動車税が税率の改正がございまして、それにより約3,700万円が増収となったことによるものでございます。

次に、6の地方消費税交付金でございまして、前年比1億1,905万4,000円減の9億5,617万9,000円で、率にして11.1%の減となっております。これにつきましては、税率改正後の消費が停滞していることが要因ではないかというふうに考えてございます。

次、10の地方交付税でございまして、前年比1億3,017万3,000円減の111億5,226万9,000円で、率にして1.2%の減となっております。主な要因といたしましては、先ほども申し上げましたが、普通交付税が一方算定に向けて逡減が平成28年度から始まったことによるというものでございます。

なお、普通交付税は、平成28年度から平成32年度までの5年間、合併算定替による旧5町ベースの算定額の合計から、市として本来交付されるべき算定額を差し引いた差額分につきましては、平成28年度は1割、平成29年度は3割、平成30年度は5割、平成31年度は7割、平成32年度は9割というふうに、段階的に縮減をされていくということになるものでございます。平成33年度からは、市として本来交付されるべき交付額、いわゆる一方算定額となりまして、これによる縮減額は11億円程度になるのではないかとこのように予測してございます。

次に、15の国庫支出金は、前年比6億9,303万9,000円減の31億5,749万5,000円で、率にして18.0%の減となっております。主な要因といたしましては、道路事業等の完了に伴う社会資本整備総合交付金などが減額となったということ

によるものでございます。

16の県支出金でございますが、前年比2億4,100万9,000円増の21億5,086万3,000円で、率にして12.6%の増となっております。こちらにつきましては、国の補正予算に伴う地籍調査事業負担金等が増額となったことによるものでございます。

18の寄附金は、前年比6,937万5,000円の大幅増で、1億215万4,000円となっております。平成28年1月から開始いたしましたふるさと寄附金に、多くの寄附をいただいたということにより増収となったものでございます。

21の諸収入のうち、貸付金元利収入でございますが、前年比7億9,980万2,000円減の2,407万4,000円、率にして97.1%の減となっております。要因といたしましては、土地開発公社経営支援資金貸付金を長期貸し付けに切りかえたことにより、大幅な減額となったものでございます。

22の地方債は、前年比17億8,330万円減の24億6,110万円の借り入れで、率にして42%と大幅な減となっております。収支の特徴でも御説明をいたしました。主に紀の海クリーンセンターの建設及び周辺整備、竜門小学校の校舎等の改築、市民プールの建設等、大規模な建設事業が完了したことなどが減額の要因となっております。

以上が、歳入に関する説明でございます。

続きまして、15ページ、16ページの性質別歳出の状況をごらんください。

1の人件費は、前年比8,827万5,000円減の45億1,634万3,000円で、率にして1.9%の減となっております。主な要因といたしましては、職員数が普通会計ベースで21名減少したことによるものでございます。

5の補助費等は、前年比8億6,832万1,000円減の32億4,755万1,000円で、率にして21.1%の減となっております。主な要因といたしましては、紀の海クリーンセンター建設に伴う広域施設組合への負担金の減及び国体実行委員会への補助金の分が皆減、全て減額となったことによるものでございます。

次に、6の公債費は、前年比8億9,801万3,000円増の57億1,831万8,000円で、率にして18.6%の増となっております。こちらにつきましては、民間金融機関から借り入れておりました利率が2%以上の地方債の一部を繰り上げ償還したことにより、大幅な増額となったものでございます。なお、繰り上げ償還につきましては、平成28年度、平成29年度の2年間行う予定でございました。

8の投資及び出資金・貸付金は、主に土地開発公社経営支援資金貸付金の減額により、2億8,980万1,000円減の5億2,909万4,000円で、率にして35.4%の減となっております。

11の投資的経費でございますが、前年比19億8,055万2,000円と、大幅減の27億1,408万7,000円で、率にして42.2%の減となっております。こちらは、再三申し上げますが、紀の海クリーンセンターの建設関連事業の完了、

竜門小学校校舎等改築事業や市民プール建設事業等の大規模な建設事業が完了したことが、その要因となっております。

以上が、性質別支出の主な内容でございます。

続きまして、17ページの基金の状況をごらんください。

条例に基づきまして設置してございます全会計分の基金の状況につきまして、平成27年度末現在高から平成28年度末現在高までの推移について記載してございます。

普通会計では、土地開発公社への貸付金を短期から長期に変更したことや減債基金を利用して、地方債の繰り上げ償還を行ったことなどにより、平成27年度末に比べ10億5,668万4,767円減少し、平成28年度末の現在高は108億8,734万5,136円となっております。

一般会計、普通会計を中心といたしました決算状況の説明につきましては、以上でございます。

なお、20ページ以降には、各会計の歳入歳出ごとの款項目における決算の状況を、歳入につきましては収納実績に関する科目の予算現額、収入済み額、事業等実施内容。支出につきましては、予算現額、支出済み額、事業等実施内容をそれぞれに担当課説明を付して記載してございます。

次に、平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の状況について、説明をさせていただきます。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされているものでございます。別添の「平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率報告書」をごらんください。

まず、健全化判断比率でございますが、これは実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の四つの財源手法の総称でございます。この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。本決算におきましては、いずれの比率も早期健全化基準を下回ってございます。

次に、資金不足比率でございますが、こちらのほうもいずれの会計におきましても資金不足が生じてございません。

提案説明は、以上でございます。

最後に、本市各会計の財政は大変厳しい状況ではございますが、監査委員から提出された審査結果を真摯に受けとめ、さらなる財政運営の健全化に努めてまいり所存でございます。本決算につきまして、御審議の上、認定くださいますようお願い申し上げますとともに、今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 水道部長 溝上卓史君。

○水道部長（溝上卓史君）（登壇） おはようございます。

それでは、議案第78号及び議案第79号の2議案について、御説明させていただきます。

まず、議案第78号 平成28年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてを御説明申し上げます。

議案書の29ページでございます。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成28年度紀の川市水道事業剰余金の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、平成28年度紀の川市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものがございます。

特別会計・公営企業会計歳入歳出決算書の212ページからをごらんください。

212ページから215ページまでは、税込みによる決算の状況で、212ページ、213ページは収益的収入及び支出を、214ページ、215ページは、資本的収入及び支出を示しており、予算計上に伴う決算の状況でございます。

215ページの決算額をごらんください。

上段、資本的収入では、税込み諸収入が2億3,026万316円で、下段、資本的支出では、総支出は7億3,038万107円で、資本的収支不足額5億11万9,791円の補填方法は、表の下に表示しているとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収入調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

続きまして、216ページ、平成28年度紀の川市水道事業損益計算書をごらんください。

収益的収入及び支出の税抜き経理の状況でありまして、下から4行目、当年度純利益は4,115万1,085円で、前年度に比べ8,360万8,604円の減となりました。減額の主な要因は、営業収支が減になったことに加え、営業費用のうち原水及び浄水費と受託工事費が前年度より増加となったことが原因となっております。また、下から3行目の前年度繰越金、繰越利益剰余金を合わせまして、当年度未処分利益剰余金は2億1,615万6,522円となりました。

未処分利益剰余金の処分につきましては、217ページの下段の表（4）平成28年度紀の川市水道事業剰余金処分計算書（案）をごらんください。

剰余金の処分につきましては、議決事項となっております。未処分利益剰余金は、当年度末残高で2億1,615万6,522円となっており、このうち2,000万円につきましては、減債積立金へ積み立てを行い、残りは翌年度へ繰り越すものとしてございます。

219ページからは、貸借対照表で、219ページ、下から14行目にございます資産合計と220ページ、下から3行目、負債資本合計は合致してございます。

次に、現金預金の状況ですが、219ページの中段の2、流動資産をごらんください。

（1）現金預金としては、22億9,611万3,970円でございます。

221ページからは、決算の附属書類となっております。

223ページの業務実績をごらんください。

現在、給水人口は、前年度と比べ754人の減となっており、自然減となっております。また、排水量並びに給水量については、近年の傾向どおり減少となっております。

その他の資料につきましては、後ほどごらんおきいただきますようお願いいたします。

議案第78号については、以上でございます。

次に、議案第79号 平成28年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用事業剰余金の処分及び決算の認定について、御説明申し上げます。

議案書の30ページでございます。

本会計についても、地方公営企業法32条第2項の規定により、平成28年度紀の川市工業用水道事業剰余金の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、平成28年度紀の川市工業用水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の議決に付するものでございます。

特別会計・公営企業会計歳入歳出決算書の249ページからをお開きください。

249ページから252ページまでは、税込みによる決算の状況で、249ページ、250ページは、収益的収入及び支出を、251ページ、252ページでは、資本的収入及び支出を示しており、予算計上に伴う決算の状況でございます。

252ページをごらんください。

上段、資本的収入の決算額は0円、下段、資本的支出の決算額は2,171万4,434円で、資本的収入不足額2,171万4,434円の補填方法は、表の下に表示しているとおり、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金で補填をいたしました。

続きまして、253ページ、平成28年度紀の川市工業用水道事業損益計算書をごらんください。

収益的収入及び支出の税抜き経理の状況であります。下から4行目、当年度純利益は775万8,419円です。また、下から3行目の前年度繰越利益剰余金、下から2行目にその他未処分利益剰余金変動額と合わせまして、当年度未処分利益剰余金は3,604万6,249円となりました。

未処分利益剰余金の処分につきましては、254ページの下段、（4）平成28年度紀の川市工業用水道事業剰余金処分計算書（案）をごらんください。

剰余金の処分につきましては、議決事項となっております。未処分利益剰余金は、当年度残高で3,604万6,249円となっており、このうち500万円について減債積立金へ積み立てを行い、また当年度において資本的収支不足額の補填に使用した減債積立金1,100万87円については、資本金に組み入れを行い、残りは翌年度へ繰り越すものとしてございます。

256ページからは貸借対照表で、256ページ、下から11行目にございます資産合

計と257ページ、下から3行目、負債資本合計は合致してございます。

工業用水道事業会計における現金預金の状況ですが、256ページの中段、2、流動資産（1）現金預金の欄をごらんください。平成28年度末残高は1億2,393万1,781円で、対前年度比較は27万3,176円の減でございます。

258ページからは、決算附属書類となっております。後ほどごらんおきいただきますようお願いいたします。

議案第79号については、以上でございます。

以上、2議案について、御審議の上、御可決、御認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） それでは、議案書31ページ、議案第80号 工事請負契約の締結について、御説明を申し上げます。

平成29年8月2日、紀の川市財務規則第108条第2項の規定に基づき、条件つき一般競争入札に付した那賀アメニティセンター既設解体工事につきまして、請負契約を締結するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的は、那賀アメニティセンター施設解体工事でございます。2、契約の方法は、条件つき一般競争入札による契約で、3、契約の金額は、金3億1,212万円でございます。4、契約の相手方は、和歌山県紀の川市貴志川町岸宮1415、三陽建設株式会社代表取締役 前窪 武でございます。

提案理由といたしまして、平成29年度一般会計当初予算で議決を得ました那賀アメニティセンター施設解体工事について、8月2日紀の川市本庁舎5階501会議室において、1社による条件つき一般競争入札を行ったところ、議案記載のとおり決まりましたので、請負契約締結の議決を求めるものでございます。

入札結果一覧につきましては、別冊の議案資料7ページに掲載してございますので、ごらんおきいただきたいと思います。

以上、御審議よろしくようお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 議案第81号から議案第83号までの3議案について、御説明申し上げます。

議案書の32ページをごらんください。

議案第81号 第2次紀の川市長期総合計画基本構想の制定についてでございます。

提案理由としまして、紀の川市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、平成38年度を目標年次とします第2次紀の川市長期総合計画基本構想を制定するものでございます。

34ページをごらんください。

計画策定の趣旨としまして、今後も予想されます新たな課題や社会情勢の変化に対応すべく将来における本市のあるべき姿と進むべき方向性についての基本的な指針として、平成30年度を初年度とします長期総合計画を策定するとしております。

次に、このページから35ページにかけての計画策定の観点でございますが、本市の地域特性を生かした計画づくり、わかりやすい計画づくり、市民ニーズを反映した計画づくり、実現性・実効性の高い計画づくり、個別計画の方向性と整合を図った計画づくりの五つの観点を大切に策定しております。

次に、36ページをごらんください。

計画の構成と期間ですが、構成につきましては、基本構想、基本計画、実施計画で構成しております。それぞれの計画期間ですが、基本構想は、平成30年度を初年度とした9年間とし、基本計画は、前期を5年間、後期を4年間としております。実施計画は、計画期間を3年間とし、毎年度の予算化の中で事業実施を図ることとしております。

次に、37ページから42ページにかけまして、第2次紀の川市長期総合計画の背景といたしまして、社会環境の変化、紀の川市の魅力、紀の川市の現状と課題を整理しております。

次に、43ページをごらんください。

基本構想でございます。紀の川市の将来像につきましては、外部委員で構成する長期総合計画審議会、市民ワークショップなど多くの時間と課程、多くの参加者からの御意見をもとに、取り巻く環境の変化や当市の現状を踏まえた上で、紀の川市の魅力を生かし、市民と行政が力を合わせて、ともに目指す将来像を人が行き交い、自然の恵みあふれる住みよいまちとしております。

次に、44ページから46ページには、将来像の実現に向けて、「五つの分野のまちづくり」の目標を掲げております。

まず、一つ目の「安全・安心」の分野でございますが、まちづくりの目標を安心して健やかちに暮らせるまち、ともに支え合おうとしております。二つ目の「子育て・教育」の分野でございますが、まちづくりの目標を育み、学ぶ元気なまち、ともに育み生涯学ぼうとしております。

45ページをごらんください。

三つ目の「産業・交流」の分野でございます。まちづくりの目標を、交流と活気が生まれるまち、ともに生きがいを持とうとしております。四つ目の「都市基盤・生活環境」の分野でございますが、まちづくりの目標を、快適で環境と調和するまち、ともに自然と生きようとしております。

46ページをごらんください。

五つ目の「地域づくり・行政経営」の分野でございますが、まちづくりの目標を、健全で自立したまち、ともに参加しようとしております。

次に、48ページをごらんください。

基本構想に掲げる将来像の実現に向けて、市民と行政が協働するまちづくり、地域活力の維持に向けた取り組み、効率的で効果的な行政運営の三つの視点を組織横断的、施策横断的に意識しての取り組みを進めていくとしております。

次に49ページから50ページをごらんください。

将来人口として、平成27年度に設定しました紀の川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおける将来展望人口の推計値を用いて、本計画期間の最終年度であります平成38年度の目標人口を約6万人と設定しております。

次に、議案書の51ページをごらんください。

議案82号 紀の川市行政組織条例の一部改正について、御説明申し上げます。

今回の改正は、平成30年4月の組織機構改革に伴い、所要の改正を行うものでございます。

52ページをごらんください。

第1条の設置では、地域振興部を総務部に統合し、保健福祉部を福祉部に名称変更し、上下水道部を新設しております。

次に、このページから54ページにかけての第2条の改正につきましては、機構改革に伴い、各部の主な事務分掌を改正しております。

附則としまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案書の56ページをごらんください。

議案第83号 紀の川市自転車駐車場条例の一部改正について、御説明申し上げます。

57ページをごらんください。

今回の改正は、貴志駅前に観光交流拠点を整備することに伴い、喜志駅第1自転車駐車場を廃止し、貴志駅第2自転車駐車場を貴志駅自転車駐車場に改正するものでございます。

また、地籍調査の成果により、粉河駅第1自転車駐車場、紀伊長田駅自転車駐車場、甘露寺前自転車駐車場の位置を改正するものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議お願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 総務部長 金岡哲弘君。

○総務部長（金岡哲弘君）（登壇） 議案第84号から議案第86号の3議案について、御説明申し上げます。

それでは、議案書59ページをごらんください。

議案第84号 紀の川市個人情報の保護に関する条例及び紀の川市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部及び行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、

所要の改正を行うものでございます。

主な改正につきましては、まず、議案書60ページから63ページの紀の川市個人情報の保護に関する条例の一部改正をごらんください。

2条第2号では、個人情報についての定義の明確化を行っております。

次のページをごらんください。

2条第3号では、新たに個人識別符合についての定義を行っております。

2条第4号においても、新たに要配慮、個人情報についての定義を行っております。

続きまして、7条第2項、16条第3項、62ページの第17条第2号、さらには63ページの第18条第2項は、第2条の定義の改正に伴う字句の整理でございます。

次に、議案書63ページから65ページの紀の川市情報公開条例の一部改正をごらんください。

2条第2号、64ページの6条第1号、65ページの7条第2項の改正は、紀の川市個人情報保護に関する条例の一部改正における個人情報の定義の明確化等に伴い、同様の改正を行うものでございます。

附則といたしましては、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案書66ページをごらんください。

議案第85号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてであります。

本議案につきましては、学校教育法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条ずれする引用条文を適用するため、67ページに記載のとおり、条例の一部を改正するものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案書68ページをごらんください。

議案第86号 紀の川市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正についてであります。

本議案につきましては、地域の自主性及び自律性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、地方自治法の一部が改正されることに伴い、字句の改正を行うため、69ページに記載のとおり条例の一部を改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第84号から議案第86号の説明でございます。御審議のほどよろしく願います。

○議長（竹村広明君） 危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（登壇） 危機管理部より、議案第87号 紀の川市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模の基準に関する条例の制定につきまして、説明申し上げます。

議案書70ページをお願いいたします。

本条例では、水防法及び河川法の一部を改正する法律が公布され、水防法の一部改正が施行されましたことや、またその後発生した豪雨等により、浸水想定区域の大幅な見直しに伴いまして必要な事項を定めるものでございます。

71ページをごらん、お願いします。

水防法の一部改正に伴いまして、紀の川市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模の基準に関する条例を制定するものでございます。

第1条、趣旨につきましては、水防法第15条の該当の規定に基づき、浸水想定区域内にある大規模な工場その他の施設で、当該施設の所有者または管理者からの申し出が合った場合に、紀の川市地域防災計画に当該施設の名称及び所在地を定めるものの用途及び規模を定めるものでございます。

第2条、用途及び規模につきましては、水防法の条例で定められております3尺基準をもとに、用途は工場、作業場、または倉庫と定めまして、規模は延べ面積が1万平方メートル以上のものと規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は、公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時33分）

（再開 午前10時49分）

○議長（竹村広明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を続けます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 議案書の72ページをごらんください。

議案第88号 平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

表題に、「補正予算書」と書いている別冊の1ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億5,309万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ307億7,459万5,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為の補正。

第3条は、地方債の補正に係る規定でございます。

2ページをごらんください。

第1表、歳入では、市税、地方消費税交付金、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、諸収入、市債を増額しております。

続きまして、3ページの歳出につきましては、事業執行上、急を要する事業について補正措置をしております。

4ページをごらんください。

第2表、債務負担行為補正として、2件を追加するものでございます。まず、し尿収集車購入としまして、期間は平成29年度から平成30年度、限度額は1,500万円でございます。

次に、荒川中学校仮設教室賃借として、期間は、平成30年度から平成31年度、限度額は2,700万円でございます。

5ページ、6ページをごらんください。

第3表、地方債補正として、社会福祉施設整備事業、水道事業会計出資金、公共土木施設災害復旧事業を追加し、総務管理施設整備事業、中学校施設整備事業、臨時財政対策債の限度額を変更しております。

それでは、別冊の一般会計補正予算（第2号）に関する説明書の3ページをごらんください。

歳入の主な補正内容を御説明申し上げます。

1款、2項、固定資産税につきましては、当初賦課により2,000万円増額しております。

6款、地方消費税交付金は、1億円増額しております。

10款、地方交付税は、普通交付税の算定により1億8,098万6,000円を増額しております。なお、本年度の普通交付税額は99億9,098万6,000円で、前年度と比較して1.7%の減となっております。

4ページをごらんください。

15款、2項、2目、民生費県補助金、1節、社会福祉費補助金、地方改善施設整備費補助金2,262万5,000円の増額は、古和田会館に設置するエレベーターに係る補助金でございます。

5ページをごらんください。

18款、1項、1目、特別会計繰入金、2節、国民健康保険事業勘定特別会計繰入金を1億4,999万9,000円増額しております。

19款、繰越金は、平成28年度決算額確定により、5億5,374万5,000円の増額としております。

20款、5項、1目、雑入、1節、雑入のうち、一部事務組合負担金、前年度精算金を8,026万5,000円増額しております。

7ページをごらんください。

歳出は、国県支出金、返還金を除く主な事業について御説明申し上げます。

2款、1項、6目、財産管理費、旧分庁舎解体整備事業1,600万円の増額、旧貴志川分庁舎内に設置していますエレベーターの改修に係る経費を増額するものでございます。

2款、1項、17目、基金費、基金積立事業のうち、減債基金積立金3億200万円の増額は、地方財政法第7条の規定に基づき、前年度決算剰余金の2分の1以上の額を積み

立てするものでございます。また、今後において公共施設の更新等を行う場合の財源として、公共施設等整備基金に5億円を積み立てるものでございます。

2款、3項、1目、戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳事業853万2,000円の増額、マイナンバーカード等の記載事項の充実に関する法改正に基づき、システム改修に要する経費を増額するものでございます。

8ページをごらんください。

3款、1項、10目、人権推進費、隣保館運営事業3,323万2,000円の増額、古和田会館の利便性向上のため、エレベーターを新たに設置するものでございます。

9ページをごらんください。

13目、地域包括支援センター費、地域包括支援センター運営事業3,472万円の減額、地域支援事業交付金交付要綱の一部改正により交付金対象となったことから、所要の経費を介護保険事業勘定特別会計へ組み替えするものでございます。

10ページをごらんください。

3款、2項、1目、児童福祉総務費、地域子育て支援拠点事業1,018万9,000円の増額、打田地域に開設される私立の地域子育て支援センターの開設準備及び運営に係る委託料と施設整備に係る補助金を増額するものでございます。

11ページをごらんください。

6目、児童福祉施設費、私立保育園運営事業1,683万2,000円の増額、打田地域に開設される私立の小規模保育事業所が実施する保育サービスに係る地域型保育給付費を増額するものでございます。

12ページをごらんください。

4款、1項、7目、水道事業費、水道事業出資金2,110万円の増額、上水道安全対策事業として、水道事業会計で実施する地震発生時等に必要な水を配水池に確保するための緊急遮断弁の設置に係る経費の一部について、出資金として予算措置をするものでございます。

13ページをごらんください。

10款、2項、2目、教育振興費、児童就学援助事業254万5,000円の増額及び次のページの3項、2目、教育振興費、生徒就学援助事業742万4,000円の増額は、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費について、国の基準改正に準じて行う新入学児童・生徒学用品等の単価改正及び小・中学校への入学年度開始前の支給に伴う経費を増額するものでございます。

3目、学校建設費、荒川中学校舎等改築事業では、特別教室棟の代替え施設が必要になるため、仮設教室借上料を6,500万円増額するものでございます。

11款、2項、1目、公共土木施設災害復旧費、土木施設災害復旧事業3,500万円の増額、市道調月三和線において、道路のり面の崩壊が発生したことによる市道の災害復旧に係る測量設計委託料を増額するものでございます。

以上が、補正の主な内容でございます。御審議お願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（登壇） それでは、建設部より、議案第89号 平成29年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

別冊補正予算書7ページをごらん願います。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ313万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,083万6,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、別冊説明書3ページをごらん願います。

歳入では、前年度繰越金の確定による調整でございます。

次に、4ページをごらん願います。

歳出につきましては、人件費の調整と一般会計への繰出金の増額を計上するものでございます。

以上、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） それでは、議案第90号及び議案第91号の2議案につきまして、御説明申し上げます。

議案書は74ページ及び75ページでございます。

はじめに、議案第90号 平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、別冊の補正予算書10ページをお願いいたします。

平成29年度紀の川市の国民健康保険事業勘定特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,316万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億5,216万2,000円とするものでございます。

別冊の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）に関する説明書3ページの歳入をお願いいたします。

保険税の当初賦課、また療養給付費等交付金の現年度及び前年度分の交付額がそれぞれ確定したことによる所要の調整でございます。

まず、1款、国民健康保険税では、1目、一般被保険者保険税で1,850万円の増額。

2目、退職被保険者等保険税で、3,100万円の減額を。

3款、国庫支出金では、1項、2目、介護納付金負担金で1,373万9,000円の減額。

4目、後期高齢者支援金負担金で、3,177万4,000円の減額を。

4款、療養給付費等交付金では、268万3,000円の減額。

5款、前期高齢者交付金では、6,489万9,000円の減額。

9款、繰入金では、487万3,000円の減額。

そして、10款、繰越金では、3億4,363万円の増額の補正をお願いするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳出では、療養給付費負担金の前年度分精算に伴う国庫支出金返還金と平成28年度税率改正の激変緩和のための一般会計からの財政支援特別繰入金の返還に関する所要の予算措置でございます。

3款、1項、1目の後期高齢者支援金では、296万6,000円の減額。

6款、1項、1目の介護納付金では、643万9,000円の減額。

11款、諸支出金では、1項、5目、償還金で、7,211万5,000円を増額。

また、2項、1目では、一般会計繰出金で1億4,999万9,000円を増額。

12款、1項、1目の予備費では、45万3,000円を増額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第91号 平成29年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

補正予算書の13ページをお願いいたします。

平成29年度紀の川市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,341万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億631万9,000円とするものでございます。

別冊の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に関する説明書3ページの歳入をお願いいたします。

前年度繰越金及び後期高齢者医療広域連合納付金が確定したところによる所要の調整でございます。

1款、1項、1目、後期高齢者医療保険料で、2,042万8,000円を増額。

3款、1項、1目、一般会計繰入金で、246万6,000円を増額。

4款、1項、1目、繰越金では、52万5,000円を増額の補正をお願いいたします。

4ページ、歳出でございますが、後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴い、2款、1項、1目で、納付金2,341万9,000円を増額補正をお願いするものでございます。

以上、議案第90号及び議案第91号の御説明でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（竹村広明君） 保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（登壇） それでは、議案書の76ページ。

議案第92号 平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、提案説明申し上げます。

別冊の補正予算書の16ページから18ページになります。

平成29年度紀の川市の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億913万4,000円を増額し、歳入歳出それぞれ70億7,013万4,000円と定めるところの補正予算です。

補正の内容については、別冊の平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算に関する説明書、1ページから9ページになります。

今回の補正の内容は、一般会計で予算措置をしていた地域包括支援センター費が、国の要綱が改正され、介護保険法の地域支援事業交付金の交付対象となったことにより、一般会計から介護保険事業勘定特別会計へ移行するもので、10月以降の予算については組み替えを、4月から9月までの一般会計執行済みとなる部分については、会計間の繰り出し、繰り入れによって補助対象とするための補正とし、また平成28年度に歳入された国庫支出金、支払基金交付金、県支出金に対し決算による精算の結果、追加交付、あるいは返還金が生じることとなったための補正が主な内容でございます。

それでは、5ページから9ページ、先に歳出のほうをお願いいたします。

5ページの1款、1項、1目、一般管理費の共済費、賃金の補正は、臨時職員雇用に伴うものです。

次に、5ページから7ページにかけての2款の保険給付費については、金額の補正はありませんが、給付費の財源の補正による財源充当のみの補正となっております。

次に、7ページの3款、1項、1目の基金積立金は、前年度繰越金のうちから基金に積み立てをするものです。

7ページから8ページの4款、3項、1目の包括的支援事業費に計上している給料、職員手当等及び共済組合負担金は、人事異動によるものであります。それ以外で、包括的支援事業に計上している各項目は、概要でも申し上げたように、一般会計に計上していた地域包括支援センター費が介護保険法の地域支援事業交付金の対象となったことにより、交付金の対象とするため10月以降分として新たに計上するものです。

次に、9ページの6款、1項、2目、償還金については、平成28年度決算により精算された国庫支出金及び県支出金を返還するものです。

最後に、6款、2項、繰出金については、4月以降9月分まで予算を組み替えるまでの一般会計において支出された地域包括支援センター費相当分を一般会計に繰出金として支出するための予算の計上です。

3ページから4ページに戻っていただきまして、歳入になります。

3款、国庫支出金については、歳出で計上した人件費や組み替え経費及び繰出金として計上した地域包括支援センター費に対する地域支援事業交付金における国の負担割合、3

9%に見合う国庫支出金の計上でございます。

次に、4款、支払基金交付金につきましては、平成28年度交付金の確定によって、介護給付費交付金が返還金相当額として、平成29年度交付金で相殺、減額されるための当年度支払基金交付金を減額するものです。また、同じく、支払基金の地域支援事業交付金については、平成28年度交付金の確定によって追加交付となるため、過年度分として計上するものです。

5款、県支出金については、国庫支出金と同様に、歳出で計上した人件費や組み替え経費及び繰入金として計上した地域包括支援センター費に対する地域支援事業交付金における県の負担割合、19.5%に見合う県支出金の計上です。

7款、繰入金的一般会計繰り入れについては、国・県と同様に、市の負担割合19.5%に見合う分、それから組み替え以前の分として4月から9月分、介護予防サービス計画作成料収入として、一般会計で歳入する計画作成料相当分を繰り入れするものです。また、その他一般会計繰入金については、一般管理費事務費繰入金の計上となっております。

4ページの8款、繰越金については、平成28年度決算による歳入歳出差し引き額を計上しております。

最後に、9款、諸収入については、予算組み替えにより、10月以降収入する介護予防サービス計画作成料収入を計上しております。

以上、議案第92号 平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）の提案説明です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（登壇） それでは、議案第93号と議案第94号の2議案について、御説明申し上げます。

まず、議案第93号 平成29年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

別冊補正予算書19ページをごらん願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,910万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,310万円とするものでございます。

補正内容につきましては、別冊説明書の3ページをごらんください。

歳入では、前年度繰越金の確定による一般会計繰入金の調整でございます。

4ページから5ページの歳出でございますが、人事異動による人件費の調整と地方債の借入額確定に伴う元金利子の調整を行うものでございます。

続きまして、議案第94号 平成29年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

別冊補正予算書22ページをごらん願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,000円を減額

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,099万9,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、別冊説明書3ページをごらん願います。

歳入では、前年度繰越金の確定による一般会計繰入金の調整でございます。

4ページの歳出では、予備費の減額を計上してございます。

以上、2議案について、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 水道部長 溝上卓史君。

○水道部長（溝上卓史君）（登壇） それでは、議案書の79ページ、議案第95号 平成29年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明させていただきます。

別冊の補正予算書の25ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ11万円を追加し、歳入歳出それぞれ3億611万円とする補正をお願いするものでございます。

次のページをごらんください。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

26ページ、歳入については、4款、繰入金、2項、基金繰入金並びに5款、繰越金、1項、繰越金を。

27ページの歳出においては、1款、衛生費、1項、水道費を補正計上しております。

補正の詳細につきましては、別冊の紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書の3ページ、4ページをごらんください。

内容は、歳入においては、前年度繰越金の確定及び基金繰入金の調整。

歳出では、人事異動に伴う人件費の調整による所要の補正を行うものでございます。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（登壇） それでは、議案書80ページの議案第96号 平成29年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第1号）についてから、議案書90ページの議案第106号 平成29年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）についてまでの11議案につきまして、一括して御説明申し上げます。

本11議案につきましては、前年度決算における繰越金の確定に伴い、歳入歳出で予算調整を図ったものでございます。

以上、11議案につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 水道部長 溝上卓史君。

○水道部長（溝上卓史君）（登壇） それでは、議案第107号について、御説明させていただきます。

議案書の91ページ、議案第107号 平成29年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）についてを説明させていただきます。

別冊の補正予算書の61ページをお開きください。

第2条で、収益的支出の補正を計上しております。

支出では、1款、水道事業費用1,265万8,000円の増額、内訳は、営業費用で1,265万8,000円の増額。

第3条では、資本的収入及び支出の補正を計上しております。

収入につきましては、1款、資本的収入で4,970万円、内訳は、出資金で2,110万円、企業債で2,110万円、県補助金で750万円の増額。

支出につきましては、1款、資本的支出で4,600万円の増額、内訳は、建設改良費を増額するとともに、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額について、補填方法を調整してございます。

補正の詳細といたしましては、別冊の紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書の4ページからをごらんください。

収益的支出では、人事異動に伴う人件費の調整を行ってございます。

6ページの資本的収入では、県の補助事業として地震等発生により、配水池に必要な水を確保するための緊急遮断弁の設置に係る経費を予算化をしてございます。

7ページの資本的支出では、その緊急遮断弁に係る設計委託料、工事請負費の増額となっております。

以上でございます。御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 総務部長 金岡哲弘君。

○総務部長（金岡哲弘君）（登壇） 議案第108号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議にいて、御説明申し上げます。

議案書92ページをごらんください。

本議案につきましては、和歌山県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し、地方自治法第286条第1項の規定に基づく協議について、同法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

提案理由及び改正内容につきましては、平成30年4月1日から、紀の海広域施設組合の常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務等の追加に伴い、93ページに記載している規約変更について、関係地方公共団体の協議を経て、総務大臣の許可を受けるものでございます。

なお、別冊議案資料の10ページから12ページに、本議案資料として新旧対照表を添付しており、第3条第1項第1号に掲げる事務では、紀の海広域施設組合を第3条第1項第2号に掲げる事務では、有田聖苑事務組合、有田郡老人福祉施設事務組合、有田衛生施設事務組合を追加してございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） ほかに補足説明はございませんか。

〔「補足説明なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） なければ、ただいま提案理由の説明がありました議案のうち、議

案第56号から議案第79号までの平成28年度各会計決算と財政の健全化及び公営企業の経営健全化について、監査委員よりそれぞれ決算審査意見書が提出されており、本日、代表監査委員に出席を求めていますので、監査報告をしていただきます。

代表監査委員 箕輪光芳君。

○代表監査委員（箕輪光芳君）（登壇） 箕輪でございます。委員を代表いたしまして、審査の結果を御報告申し上げます。

去る8月3日、4日、7日、8日の4日間、監査委員の岩坪委員、村垣委員と私の3人で、市長より審査に付されました平成28年度紀の川市一般会計・特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況、また平成28年度紀の川市公営企業会計、すなわち水道事業会計と工業用水道事業会計の決算審査、さらに平成28年度財政の健全化及び公営企業の経営健全化の審査を行ったところ、審査に付されました各会計歳入歳出決算書、同じく事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿、その他証書類と照合した結果、違法並びに錯誤を認めず、その計数等は符合して正確であり、予算の執行及び関連する事務処理は適正に行われておりましたので、ここに御報告を申し上げます。

これらの決算審査とあわせて、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、健全化判断比率及び資金不足比率においては、全て早期健全化比率及び経営健全化基準を下回り、本市の財政状況は良好な状況にあると認められますので、ここであわせて御報告申し上げます。

なお、各会計歳入歳出決算の状況及びこれらについての審査に関する結果、審査意見書は、さきにお配りいたしております3冊の小冊子にまとめさせていただいておりますので、御確認いただきたいと思います。

さて、平成28年度は、前年度より当市の財政規模が縮小しており、主な要因として、歳入については、地方税収入は前年度に比べやや増加したものの、普通交付税の合併算定替の縮減期間に入ったことによる普通交付税の減少、大型ハード事業の完了に伴う国庫支出金及び市債などの大幅な減少によるものであります。

歳出については、市道調月三和線道路新設改良事業や竜門小学校校舎等改築事業などの大型ハード事業の完了に伴う普通建設事業費の大幅な減少や、紀の海広域施設組合に対する建設負担金の減少であります。

また、自主財源の根幹をなす市税について、個人市民税は個人均等割で微増となり、法人市民税についても、法人税割の税率改正により増収となっております。

固定資産税においても、土地分では時点修正の影響で減少しましたが、新設の増により家屋分が増加となり、また事業者の償却資産分増加の影響もあり、固定資産税全体として増収となっております。また、徴収率も合併以来、年々向上しております。

我が国の景気は、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していることが期待されています。

しかし、本市においては、人口の減少により自主財源の根幹である市税の収入見込みは減少傾向にあり、普通交付税の合併算定替の縮減による減少も見込まれ、本市の財政運営は厳しい局面を迎えることが予想されます。

こうした状況を踏まえ、引き続き行財政改革に取り組みつつ、中長期的な視点に立った行財政運営の仕組みを確立し、持続可能な財政運営に向けて健全化を進めていきたいと望みます。

以上で、平成28年度各会計の決算審査と財政の健全化及び公営企業の経営健全化の審査結果についての監査委員の意見といたします。

ありがとうございました。

○議長（竹村広明君） 監査報告、ありがとうございました。

以上で、監査委員の決算審査報告を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第4のうち、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてから、議案第55号 教育委員会委員の任命についてまでの計6件につきましては、人事に関する案件でありますので、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託・討論を省略し、本日、直ちに質疑、採決まで行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号から議案第55号までの計6件につきましては、本日、直ちに質疑、採決まで行うことに決しました。

それでは、まず諮問第2号から諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦について、質疑、採決を行います。

これより、諮問第2号から諮問第6号までの5件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

諮問第2号につきまして、原案のとおり適任者とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は、原案のとおり適任者とすることに決しました。

続いて、お諮りいたします。

諮問第3号につきまして、原案のとおり適任者とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号は、原案のとおり適任者とすることに決しました。

続いて、お諮りいたします。

諮問第4号につきまして、原案のとおり適任者とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号は、原案のとおり適任者とすることに決しました。

続いて、お諮りいたします。

諮問第5号につきまして、原案のとおり適任者とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第5号は、原案のとおり適任者とすることに決しました。

続いて、お諮りいたします。

諮問第6号につきまして、原案のとおり適任者とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第6号は、原案のとおり適任者とすることに決しました。

続きまして、議案第55号 教育委員会委員の任命について、質疑、採決を行います。

議案第55号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第55号につきまして、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は、原案のとおり同意することに決しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。

次会は、9月5日、午前9時30分より会議を開きます。

お疲れさまでした。

（散会 午前11時36分）